

身体的拘束最小化に関する揭示事項

■ 身体的拘束を行わない基本方針

身体拘束は患者の自由を制限する事であり、尊厳ある生活を阻むものです。
陣内病院では患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

1. 身体的拘束最小化委員会構成メンバー

院長・副院長・事務長・総師長・病棟師長・外来師長・薬剤師・臨床検査技師・管理栄養士・医事課

2. 委員会開催と内容

3か月毎の開催と病棟ラウンド・病棟の身体的拘束現状報告と廃止に向けた事例報告・データ報告・年1回の職員全体研修の企画

3. 職員教育・研修

身体拘束の廃止と最小化に関する研修を年1回開催し、身体拘束の三原則（切迫性・非代替性・一時性）やその適応基準などを学び意識向上を図っています。
（身体拘束を検討する可能性のある患者の入院を制限せず）

4. 院内ラウンド

多職種による「身体拘束最小化チーム」医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・管理栄養士・事務スタッフらがチームを組み3か月に1回のラウンドで患者の状況を観察し、病棟職員らとともに解除に向けた具体的な検討が行われています。
また身体拘束の用具が病棟に管理されていない事も確認します。
（用具の一元管理場所：5階カルテ倉庫）

5. 身体的拘束の実施状況

当院全体における身体的拘束の実施状況（実施率）は以下の通りです。

	入院料算定日数（分母）	身体拘束実施日数（分子）	身体拘束実施割合
3月	448	0	0%
4月	387	0	0%
5月	275	0	0%